職業訓練忌避観創生の背景と課題

―「教育勅語」下の「教育を受ける権利」の主張と徒弟制度批判の重複化による

田中 萬年

目 次

はじめに一「労働権ー学習権」俯瞰の視座

- 1.「教育勅語」下の教育批判のタブーと「習業」の軽視
- 2. 片山潜の「教育を受ける権利」論と徒弟制批判による職業訓練忌避観の土壌の創生
- 3. 幸徳秋水による「教育を受ける権利」論の一般化と「工場法」批判
- 4. 下中彌三郎による「教育を受ける権利」論の普及と労働観
- 5.「教育を受ける」意味と職業訓練忌避観の創生

はじめに一「労働権一学習権」俯瞰の視座

コロナウイルス禍社会に入り、雇用環境の悪化が進行している。このような情況を打開するために、世界の各国は職業訓練の強化策を打ち出している。そこには職業訓練への期待がある。しかし、わが国の方針は未だに不明である。ここには職業訓練を忌避する観念が存在していることと関係していると思われる。このような観念が生じる根源の問題を探究した論考は無い。本稿では職業訓練が忌避される根源の論理を解明するものである。

戦後、新憲法の国民主権の下で奇妙な「教育を受ける権利」が規定された。その「教育を受ける権利」は「教育勅語」が生きている下で、つまり戦前の教育観を脱却しない中で規定された。「教育を受ける権利」は"the right to education"とは異なるにもかかわらず、教育学者は「教育を受ける権利」を信奉して研究してきた。特に、「教育権」論を体系化した堀尾輝久は、マルクスの言説まで創作して「教育権」論が革新的かのように論じ、職業訓練忌避観を擦り込んだ(1)。このような教育学によって職業訓練は社会的に意義付けが低いという観念が定着したと言える。

しかし、奇妙な「教育を受ける権利」の誕生は、 片山潜が「教育」を批判できない「教育勅語」下で主張していた(以下、戦前のこの論を「教受権」 と言う)。つまり、戦前に既に「教育を受ける権利」は主張されており、同時に片山は徒弟制度を 批判したため、「教受権」と一体化した職業訓練 忌避観が創生されていたのである。このような視 点は学界では全く顧みられず、戦後教育学はこれ を看過してきた。

本稿のような探究が不問だった背景は、教育学と同時に労働問題の両者を俯瞰的に観る観点が無かったためである。つまり、各々の個別の学問観では本稿のような課題意識は不要だったからである。例えば、教育界は労働界で「教受権」論が主張されているとは推測しなかった⁽²⁾。一方、労働学界には"学校教育は労働力の人材養成機関"とみる独自の観点があり、教育論には関心が薄かった⁽³⁾。ここで特に、戦前の労働界における教育論を考察することは、職業訓練忌避観が創生した背景と経緯を解明する今日の重要な課題と言える。そのためには、労働権と学習権とを同時に俯瞰する視座が必要となる。

1.「教育勅語」下の教育批判のタブーと「習 業」の軽視

「教育」の用語の法令への使用は、「学問」を 法制化した 1872 [明治5] 年の「学制」に変え て 1879 年に制定した「教育令」からであった。 しかし、日本人は江戸時代から常用していた「学 問」(今日的な意は学習) に馴染んでいた。

その「教育」の本質を具体化させた「教育勅語」が 1890 [明治 23] 年に渙発された。「教育勅語」は学校での奉読が義務づけられ、翌年に敬礼の姿勢が悪いとのことで有名な内村鑑三の"不敬事件"が、その翌年には久米邦武事件が起き、両者とも社会的に葬られ社会を震撼させた。言論は鬱積した状況を呈していた。このことは、福沢諭吉は「教育勅語」渙発前年に「教育は甚だ穏当ならず。発

育と称すべきなり」と主張していたが、勅語渙発 後の教育批判は無いことが示している。むしろ、 福沢は「教育勅語」渙発2年後の「子弟教育費」 では逆に子弟に「教育」を受けさせることを奨励 していた。

また、学問のための「学制」制定の後ろ盾であった大隈重信は、文部省廃止論が強まった 1903 [明治 36] 年に文部省廃止反対同志会で「教育は世界に対する日本の地位から最も必要」と演説し、文部省廃止論は沈静化した。大隈でさえも「学制」の学問から 30 年を経て「教育」に転向したと言える。1907 [明治 40] 年の「教育勅語官定英訳」のタイトルに"education"が当てられた後は「教育勅語」の翻訳も自由にできなくなった。

貴族の"education"を庶民のものに転換するために"education"の概念も発展させてきたヨーロッパの近代化と対比すると、日本での教育批判のタブーは反近代化的であり、個人の為の人権が考究されない日本的教育観が始まったのである。戦後の教育学をリードしてきた一人である大田堯は晩年に、「教育」は「官製語」であり、"education"に「教育」をあてたことは「誤訳」だったとしている(『大田堯自撰集成1』、藤原書店、2013 年)。教育はお上が行うものとすれば臣民は教育を受けることが必須となるのは自明である。一方、職業能力は主体的に能動的に体験・経験しなければ習得出来ないことの考察が弱かった。習得した(職業)能力はその本人の財産であることの解説が十分でなかった。

「教育勅語」には「業ヲ習ヒ」とあるが、しかし、『実業教育五十年史』(1936 [昭和 11] 年)には「業ヲ習ヒ」の解説は無く、「教育勅語」についての記述も無い。「教育勅語」は実業教育の振興には繋ながらなかったのである。

2. 片山潜の「教育を受ける権利」論と徒弟制 批判による職業訓練忌避観の土壌の創生

片山はわが国の労働運動の草分けであり、残した功績は多大で「工場法」(1911 [明治 44] 年)の教育規定に果たした役割は大きい(4)が、職業訓練に関しては混乱の根源を創ったと言える。

労働組合期成会の機関誌である『労働世界』第9 号 1898 [明治 23] 年の「社説・富者の教育上の壓 制」は「吾人は主張す教育なる者は社会的の者な り普及的の者なり、貧富貴賤を問はず荀くも生命を文明世界に受ける者何人と雖も先天的に教育を受くべき権利を有す教育は文明社会の賜なり、人類社会の公有物なり、何人と雖も之を私すべからず、去れば教育は一個の国家事業として国家自ら之に経費を負担し公立学校を設立して以て一般国民を教育するの義務あるなり」と主張した(5)。義務に対抗し権利を主張したために奇妙な日本語「教育を受ける権利」が誕生したのである。当時の義務教育は4年制だが就学率は70%に満たなかったことを問題視したのである。上の「教受権」論は片山の刻苦勉励の実体験から生じているはずである。

ただ、片山の教育の意味は1900〔明治33〕年3月の「職工教育」の「幼年職工教育及国家的職業教育は普通教育を盛にせばよし」(56号)や、同年8月の「職工教育会」の「今日の職工の最も要する者は普通教育にして之に次ぐ者は算術及び製図なり」と記していた(第64号)ように普通教育の範囲だった。

片山はアメリカから帰国後 1897 [明治 30] 年に社会事業としてキングスレー館を設立・運営していたが、高野房太郎の呼びかけに応えて労働組合期成会に入り、機関誌『労働世界』の編集長になる。そこでは政府が検討していた「工場法」制定への要望を提案・主張することが重要な課題の一つであった。「工場法」は戦後の「労働基準法」に改正されるように労働者保護法であるため、「工場法」案批判が重要な労働組合運動の課題であった。片山の「工場法」案批判の立場は、『労働世界』の後継誌である『社会主義』に 1910 [明治 43] 年に「社会主義の運動の如く探偵君の邪魔する道理はない、…天下晴れての運動である」と合法闘争であると見ていた。

ところが、検討開始後 17 年を経て 1898 [明治 31] 年に出された「工場法」案には「工業ノ進歩 ヲ助ケスシテ却テ之ヲ阻害スル恐アリ…本案ノ職 工徒弟ニ関スル規定ハ之ヲ刪除」すべきとの附帯 決議が添付されていたように、労働権の圧殺、殖 産興業の精神に偏向していたのである。

「工場法」は職工問題だけでなく徒弟問題にも 関連する。しかし、片山等は徒弟制度改革につい ての統一的方針に欠けていた。8月(17号)の 「徒弟制度の完備を図れよ」では「労働者は一種 の高尚なる技術者にして訓練を要す決して無教育 を以て存在し得べき者に非ず労働者の訓練を目的 とする者は徒弟制度なり」と徒弟制度の重要性を 認めていた。しかし、残念ながら徒弟制度の意義 を解説していない。

ところが、「石川島造船場の徒弟組織」(14号:1898年6月)では「徒弟(について)は…工場は少しも教育には注意せず…七年の長日月を経て…職工となる」と批判していたのである。ただ、「吾人は各種の労働者に向て徒弟学校の設立を希望す」とも述べ、イギリスを例に徒弟学校が徒弟制度の改革案になり得るとの構想を紹介していた。

しかし、その徒弟学校に関連して、1901 年 10 月の「工業学校長手島精一氏に与ふる公開書」で「足下の薫陶を受ける貴校の得業生が…職工固有の地位を無視し工場弊害の泉源となり雇主と労働者間の不調和をかもすに至って」いると激烈に批判し、その改革を要望している(6)。そして翌月の「徒弟教育の真相」で「今日行はるる徒弟教育の弊は職工を養成せず只技術を知った者を作る丈けであることだ…今日の徒弟教育は実に徒弟を害毒するものである」と徒弟学校をも批判した。

そのため、「徒弟教育は技能知識及人物養成の 三者が大切である而して第三の人物養成が最も大 切である」として、労働組合が職工教育を実施す る重要性を訴えた。『労働世界』は「職工教育」 のコラムを創り、技術教育等の実践を紹介したが 徒弟の教育訓練の制度化に繋がらず、イギリスの 機械工講習運動のようには発展しなかった。

しかし、徒弟制度の意義を理解させるのは容易ではない。片山等はその意義の解説を重視すべきであったが見過ごされ、具体的に実感として理解し易い徒弟制批判のみが伝承された。

上のような片山・期成会の主張がその後の「教受権」論を醸成することになる。つまり、ヨーロッパ思想の権利論とは異なるわが国の「教受権」論の展開の端緒であった。それは、「教育勅語」の下で「教受権」が主張され、このことが徒弟制問題を背後においたまま継承され、世界との異質な徒弟制度の職業訓練機能を看過する論理になったのである。そのため、片山等の「教受権」は徒弟、若年者の「働く権利」の保障を要求するためには不充分だった。

ただ、片山はアイオワ大学で「書物の研究は大学にあらざるも学び得るが、三年間此の会にて得たる教育は他に於て得られざるものであった。」と回想している。また、「一冊の書を読めばこれを基礎として此れ以上の良い書を読む資格が出来ねばならない、人間の過去の総べての経験は、其将来の資料となさねばならない、此が進歩的生涯である。」とのゲーツ校長の演説が片山の「人生観をいっぺんした」と述べている。

なお、片山は「世の人は教育の有無に拘らず二様に分かれる傾向がある。一は年を取るに従って化石的に成る人がある、と同時に世と共に進化して行く人もある。前者は保守的であり後者は進歩的である。」と教育の問題も看破していたが、教育の孕む問題の打開について、「教受権」との関係について提起していない限界があった。

人が一人前に働くためには職業能力の習得が必要であるが、その論理の考察に到らなかったのがわが国の盲点となって継承された。普通教育重視の「教受権」が注目され、徒弟制度批判の陰で職業能力習得の意義が看過されることになった。片山等の「教受権」論は偉大な労働運動指導者の主張であったため、徒弟制度批判と表裏の関係となってわが国で広まっていくことになる。

片山は国内での賛同者を得られず、1914 [大正3]年の四度目の渡米の後にロシアに渡り、その後コミンテルンで活動し、1933 [昭和8]年にモスクワで客死した。

3. 幸徳秋水による「教育を受ける権利」論の 一般化と「工場法」批判

「教受権」論を教育界に広めたのは幸徳秋水であった。秋水と改名する前の伝次郎名で1904〔明治37〕年3月に『日本の小学校教師』に「貧民教育と小学教師の待遇と」を寄稿し、「貴賤貧富共に教育を受くるといふことにしたい、…吾々は亦社会の一人として一人前の教育を受くるの権利がある」と主張した。「教育勅語」下での「教受権」論は教員達に衝撃を与え、噂になったことであろう。

幸徳は明治憲法が 1889(明治 22)年に公布されると「『憲法の発布はうれし。…』との感じは四千万萬の頭脳をして一環せり。余…さまで嬉しくも思わねど、…世間寂々たり。」と冷ややかに見

ていた。しかし、幸徳は 1902・3 (明治 35・6) 年の国会議員選挙では応援運動もしているように 当初は議会を認めていた。

幸徳の「教受権」論は、幸徳が提唱し片山と1901 [明治34] 年に設立したが禁止される民主社会 党の綱領である「理想」の第8条「人民をして平 等に教育をうけしむるため、国家はまったく教育 の費用を負担すべきこと。」の宣言に由来したと 考えられる。当然、片山との議論の影響もあった であろう。

幸徳の「教育」観は、幸徳の生育歴からも必然であったことが推測される。幸徳は勉学と生活のために中江兆民の学僕になっていたが、中江宅での仕事について大三輪長兵衛の間に対し、家事手伝いの後は「漢籍をしらべ、新聞雑誌を読み、夜分は洋語を学」んでいる、と答えた。すると大三輪は「如何に巧妙なる学理を談するも、…其世事に迂遠なる…彼等の如くにては社会の益には毫も立ぬなり。」と言い、更に「されど夫程の学資も続かねば、終わりに学術の大成は期し難し」、と断ぜられる。この大三輪の言葉もその後の幸徳の思考と行動を形成したことであろう。

幸徳は上の「教受権」論を発表した翌年に『週間平民新聞』の筆禍事件で投獄され禁固 5 ヶ月の刑を受ける。下獄するが、学問の大成に望みを絶たれ、療養と勉学を兼ねて 1905 [明治 38] 年に渡米した。幸徳は米国で組合活動を主に学び、翌年帰国した。

幸徳と片山は日露戦争に共に反戦で括動した。 ただ戦後は片山と意見が食い違うようになり、次 第に幸徳は無政府主義に傾斜する。

「教受権」論の他は、政治論が中心であるが、 幸徳は教育を否定する観念ではなかった。幸徳は 各種の書簡で初等教育習得の必要性を認めてお り、学校と教育を是認する観念だったと言える。

とは言え、幸徳は教育の問題を実感していた。 幸徳は9歳で維新前後に功労の有った人物の漢学 塾に入るが、「教育は極々の干渉主義にして、少 年の元気を沮喪せしむるをつとめ、…囚徒に過ぎ ざりしなり。」と教育のあり方を批判していたの である。

ただ、「教育を受ける権利」は主張したが、職業訓練の権利論までには至っていない。「工場法」については「甚だ不満足の点が多い。且つ、極力

反対せねばならぬ点もある」と当然ながら批判していたように、片山と同様、「教受権」論の主張と「工場法」批判が重複していた。

幸徳は大逆事件に関係したとして検挙され、「工場法」が制定された 1911 [明治 44] 年に処刑された。幸徳の論は、その後も左翼活動家の精神的支柱として引き継がれたと考えられる。

4. 下中彌三郎による「教育を受ける権利」論 の普及と労働観

下中彌三郎は「学習権の主張」を組合機関誌の 『啓明』(1920〔大正9〕年2月号)に寄稿した。 論文で下中は「教育を受くることは、社会成員の 義務ではなくて権利である。国家は、均等に、国 民教育を施設する義務がある。」ということを主 張するのが目的だと述べた。この論文は『教育再 造』(同年11月)に採録される。教員組合の雑誌 や書籍に掲載された「教受権」論は教育界限に広 まったことであろう。

下中は父の早世のため小学校は3年で終え、家業の陶業に従った。陶業の勉強のため 19 歳で神戸に出て労働に従事しつつ勉学に励む。庶民の知識向上にも関心を抱いており、1914 [大正3] 年に平凡社を設立し、知識の普及にも努力した。教員検定試験に合格し、その後も刻苦勉励し訓導となる。教育活動を熱心に支援し、日本で最初の教員組合である啓明会を1919年に組織する。

先の「教受権」論は「学習権」として主張されている。「貧乏人の子弟は『学習権』を蹂躙されて居る」ので、「在学中に於ける一切の費用一学用品及び最低生活費ーを社会に於て全部保障する」ことによって「教育上の機会均等がじつげんせられる」との主張は片山と同じ立場だった。

しかし、「教育は必要である。教育は尊重せねばならない。」として教育を擁護する観点が次第に強くなった。下中は「教育の本義を問う」では「教受権」の論理は無くなり、「教育は文化の大本」の精神で始まった 1921 [大正 10] 年の教育擁護同盟にも名を連ねるように、教育の擁護者となっていく。下中は「萬人労働の教育論」(1923年)では社会主義的理想を掲げるが、下中の労働論はいわゆる今日的な労働権論には発展せず、職業訓練への権利論へも発展しなかった。むしろ1930 [昭和5] 年には愛国勤労党の顧問となる等

保守化していった。

軍国主義が強まると国民の権利を主張すること は不可能となった。職業訓練に限らず、あらゆる 制度は 1938 (昭和 13) 年の「国家総動員法」の 下、国家のために再編された。

戦後、下中は戦時下で政府に協力したと批判された。下中は生産教育の必要性を訴える等多様な活動の後、1961 [昭和 36] 年に他界した。

5.「教育を受ける」意味と職業訓練忌避観の 創生

片山等には「教育」への信奉は無かったが、学 校は国民が発達する可能性の基礎を習得する機会 だという認識は共通していた。それは、片山等の 共通体験である青年期の刻苦勉励の努力の中で、 学校は庶民の学習の機会であることを実感したた めであった。片山は「母は無教育でヤット『いろ は』が読めた位ね」だったと述べたり、「政治教 育」や「宗教教育」等の言葉を用いているように 「教育」に対しての批判は殆ど無い。さらに「教 育制度は外敵に備ふる軍備よりは更に重大なる人 心の内敵に備ふる軍備なり」(16号、1898[明治31] 年7月「小学校授業料を全廃せよ」)と教育の国 家的意義に協調していた。そして、片山は同年2 月の「資本家に告ぐ(二)」で「組合は実際生活 の一大教育機関なり」と述べているように、組合 も教育機関となることを自認していた。片山は議 会主義を標榜して「工場法」案を批判したが、片 山の論理から「教育」・「教育勅語」を批判する立 場になるはずはなかった。

教育を是認すれば、臣民は"教育を受ける義務"になるのは必然だった。問題は、「教育勅語」の下で子ども達の「教育を受ける権利」をやむなく主張したことである。

二葉亭四迷が 1887 [明治 20] 年に『浮雲』で 創作した「立身出世」の言葉を象徴するように、 東大出の社会的成功者の姿が既にあった。このよ うな姿は教育の享受が生活向上に連なるとの確信 を庶民に与えていた。明治初期に学校焼き討ちを 起こした農民闘争は 1900 年前後から子弟の就学 要求を拡大させた。このような国民の要望と片山 達の「教受権」の主張は併行していた。

片山達の「教受権」論は教育の意味・目的を国 家の施策としたままに主張した問題があった。同 時に、徒弟制度を批判したことで労働者(職工)になる若者の育成の課題が普通教育で済むように誤解された。片山は最後には政府の「工場法案」を「現在の弊害として当然矯正すべき悪習慣を態々法律を以つて是認するの形ある」と批判した(「工場法案を評す」、『東洋経済新報』、1910〔明治43〕年11月5日)。徒弟制度は悪習慣を打破すべきとして一般化され、徒弟制についての改善策を出す間が無く、「徒弟」が規定された「工場法施行令」が1916(大正5)年に公布される2年前に最後の渡米をした。そのため「教受権」論は徒弟制度批判と一体的に伝承された。そして、労働者となるための職業能力を習得する必要性が看過されることになった。

そのような当時の徒弟制度問題を看過する観念を労働問題として整理したのが風早八十二『日本社会政策史』(1937 [昭和 12] 年)であった。風早は徒弟の年齢時期については「幼年少労働者」として論じた。しかし、「徒弟」の用語を用いず、徒弟制度問題は取り上げていない。つまり、熟練工の養成方法は不問にした。徒弟制度は教育訓練の原初的システムであるが、同書を参考にした戦後の革新的労働研究者・労働界からも職業訓練の重要性が提起されなかった要因になったと言える。職業訓練への忌避感は、どちらかと言うと革新的立場の人に強い背景と思われる。

今後、国民の人権の確立のためには「教育を受ける権利」と決別し、"職業を(へ)導く"観点に立脚し⁽⁷⁾、受講者が望む学習を保障する理論と制度の探究が重要だと言える。

(注)

- (1) 堀尾輝久の「教育権」論への批判は拙稿「日本的『教育を受ける権利』の精神と問題」、『現代の理論』09年新年号(2009)、「迷走する『教育を受ける権利』論」、『現代の理論』デジタル版第2号(2014)、及び日本産業教育学会第60回大会自由研究発表配布資料「『教育権』論による職業教育訓練忌避観の生成一堀尾輝久の『教育権』論を中心に一」(2019)〈「田中萬年の新ホームページ」-「報告・発表」〉を参照されたい。
- (2) 教育学の代表的資料集である海後宗臣・波多野完治・宮原誠一監修『近代日本教育論集』(全 8 巻)、国土社(1970)は、第 3 巻「教育内容論 I」に「プロレタリア教育運動」として片山の職工教育に関する「必要」、

「方法」、「弊害」、「便法」の記事を転載しているが、教育論としてより根源的な「教受権」論は転載していない。なお、同論集の元稿は『労働世界』の第2期(明治35~36年)の雑誌記事であり、これらの内容は、以下に本稿で紹介する第1期の新聞『労働世界』(明治30年12月1日~明治34年12月21日:100号)の普通教育論を整理したものと言える。

(3) 労働問題の資料集である資料日本社会運動思想史編纂委員会編『資料日本社会運動思想史』(全6巻)青木書店(1968)では『労働世界』の論考を含め片山の論考は第3巻:30点、第4巻:2点、第5巻:著書1点、第6巻:14点、計47点を転載しているが、直接的な教育訓練論は無い。

また、隅谷三喜男は『日本職業訓練発展史』(全3巻) 日本労働協会(1970 ~ 78)でも、また『労働世界』の 解説においても片山の教育論には触れていない。

このことは、労使関係の研究者である濱口桂一郎が 拙著『「教育」という過ち』(2017)を批判した「職業 のための学習、教育、訓練、開発、なんと言おうが、 それこそがエデュケーション・トレーニングの本筋な のだ」との整理、「EU労働法政策雑記帳」(2017/07/25) が象徴している。この視座は氏の『労働法政策』、ミネルヴァ書房(2004 年)に見られるが、一般的ではないと言える。

(4) 澤和寿「工場法の制定過程に関する研究-教育条項を中心に一」、『技能と技術』(1977年3号)。

ただ、澤は「教受権」論の意味づけをしていない。

(5) 引用ではルビを総て削除した。署名は無いが、隅谷が「労働世界=片山」、「片山の個人出版物となった労働世界」と記すように、編集長だった片山の執筆と考えられる。

『労働世界』の「教受権」論は木村力雄が「労働基準法における技能者養成規定の制定過程について」、 『日本教育学会大會研究発表要項 32』(1973)に紹介しているが、その意義の考察はない。

- (6) 東京工業学校は東京職工学校時代より職工でなく 工業系教員・指導者の養成を重視した学校であった。
- (7)「世界人権宣言」の労働権には「失業に対する保護を受ける権利」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の労働権には「職業の指導及び訓練に関する計画、政策及び方法を含む」と規定されている。

戦後、公共職業訓練は憲法第 22 条の「職業選択の自由」権に、事業内訓練は第 27 条第 3 項の「児童酷使の禁止」に基づいていたが、1958 (昭和 33) 年制定の「職業訓練法」以降、憲法の位置づけが不明になった。詳しくは拙稿「混迷の戦後職業訓練法制」、龍谷大学『龍谷法学』第 51 巻第 3 号 (2019) 参照。

(主要参考・引用文献)

- ・大河内一男『幸徳秋水と片山潜』、講談社現代新書 (1972)。
- •片山潜『自伝』、岩波書店(1954)。
- 塩田庄兵衛編『幸徳秋水の日記と書簡』増補・増補決定版、未來社(1965・1990)。
- 下中弥三郎伝刊行会編『下中彌三郎事典』、平凡社 (1965)。
- ・田中萬年『「教育」という誤ち』、評論社(2017)。
- 田中萬年「徒弟制度再考-修業の意義と日本的教育観による忌避」、明治大学『経営論集』第66巻第1号(2019)。
- •山住正巳『福沢諭吉教育論集』、岩波文庫(1991)。
- ・労働運動資料委員会編・隅谷三喜男解説『労働新聞社: 労働世界』、中央公論事業出版社(1960)。